

2016年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

参議院選挙の結果、安倍自公政権は改憲に賛成する各党の議席と合わせて改憲発議に必要な3分の2を超える議席を確保し、「すでに憲法改正案は提示している。憲法審議会の中で議論を進め、改憲を進める」と公言しています。選挙中は、一言も触れずに、「アベノミクスの好循環」を強調し多数を確保した自公政権が、自民党の憲法改正案にもあるように、社会保障は「自立・自助」、「自己責任」、「家族的責任」を強調し、耐え難い負担増を押し付ける計画が、選挙直後から再開した各種委員会で検討されています。

すでにこれまでの3年間に社会保障関係費予算の自然増が1兆3500億円圧縮され、骨太方針2015を受け、今後3年間で「集中改革期間」として位置づけさらに1兆5000億円の削減にむけ、制度の改悪と国民負担増が強行されようとしています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度改悪について自治体からのご意見をうかがいながら、地域住民の命と暮らしを守る共通の課題を一致させ、本来の自治体の役割を発揮していただくことを要望してまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

記

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料を一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。
保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

実績等から推計した給付見込額に対して、法令にのっとり一般会計からの繰り入れを実施します。介護保険準備基金を活用し保険料を抑えるとともに、保険料段階を12段階とし、低所得段階の倍率を国の基準より下げて設定しています。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

被保護者を除いた者(高齢福祉年金受給者)の保険料の減免制度を継続して実施しております。

- ③補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、やむを得ない事由のある方に対しては措置制度を活用して救済してください。

【回答】

介護保険法令の基幹原則である社会保険方式の趣旨に則り対応してまいります。

(2)介護保険利用の際の手続き

- ★①介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答】

身体等の状態やサービスの利用意向等を勘案した上で、適切なサービス利用につながるよう要介護等認定申請の受付を行いたいと考えています。

- ②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】

居宅介護支援事業所への委託は可能とする方針ですが、居宅介護支援費以上の委託料設定とする方針はありません。

★(3)基盤整備について

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

現在、市内に特別養護老人ホームが3箇所(200床)、地域密着型小規模特別養護老人ホームが1箇所(29床)整備されています。また、小規模多機能型居宅介護事業所についても2箇所(登録定員50名)整備されています。

(4)総合事業について

- ①総合事業移行にあたって

- ★ア)総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

【回答】

介護予防ケアマネジメントの実施により、利用者の自立支援に繋がる必要なサービス提供を行います。

- ★イ)指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

【回答】

サービスの利用実態を十分に把握した上で、利用者の自立支援に繋がる適正なサービス体系の構築を図りたいと考えます。

- ウ)総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

【回答】

生活支援ニーズを把握し、現行サービスのほか多様なサービス提供が可能となるよう体制の構築を進めます。

②サービスの提供について

サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。

【回答】

給付と負担のバランスを考慮した上で、適切と考える総事業費を検討したいと考えます。また、助成等についても、必要性に応じ検討したいと考えます。

(5)高齢者福祉施策の充実にむけ

①宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】

現在「ふれあいいいきサロン」「ぷらっとホーム」「ほっとカフェ」等のつどいの場があります。また、認知症の方のための「認知症カフェ」も開催しています。

②住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

介護保険住宅改修費、特定福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しています。

★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】

要介護状態となる恐れの高い要支援 2 以上の方で、かつ、主治医の意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa 以上、又は、障害高齢者の日常生活自立度が A 以上と判定された方を障害者控除対象者認定書の交付対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

障害者控除対象者認定書の交付対象者の方に、認定書を発行し、個別に送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)は減免制度を拡充する等で払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

国保財政は厳しいことから、減免制度の拡充等による保険税の引き下げは困難な状況にあります。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】

均等割については考えておりません。一般会計からの繰入金が増額しています。

- ★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】

分納の世帯に対しては、公費負担医療対象者については正規の保険証を交付しております。資格証明書については、長期滞納者等に対しては状況に応じ発行いたします。

- ④保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁は行わないでください。短期保険証を発行する場合は、最低6カ月にしてください。

【回答】

徴収担当課と連携を図りながら滞納者への生活実態の把握に努め適正な処理を行います。なお、短期保険証の期間については、納付相談や納付状況を考慮して、適正に行っています。

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】

一部負担金の減免制度につきましては、生活保護基準の1.15倍から1.3倍以下を対象としています。周知としては市のホームページや窓口でのチラシ設置などを行っています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

- ★①税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないでください。

【回答】

法令に則り、差押禁止財産については差し押さえておりません。

- ★②税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

1)納税の猶予、2)換価の猶予については28年4月からの法制度改正にあわせて市税条例を改正し、適切に対応しております。3)処分停止、分納、減免については財産調査、滞納者からの聞き取り等による実態把握に努め、実施の判断しております。

4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行き、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いたです」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生活保護法の趣旨に従い適正に運用しています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】

法の趣旨に基づき効果的な実施ができるような体制を実施しています。

- ③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】

生活保護行政の窓口には警察官OBは配置していません。

- ④生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】

自治体直営ではありませんが、法の趣旨に基づき効果的な実施ができるような体制で実施しています。

- ★⑤冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。

【回答】

生活保護法、実施要領等に従い事務を行っていきます。

- ⑥外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書(ポルトガル語やタガログ語)を整備してください。

【回答】

外国語の説明文書はありませんが、法の趣旨に基づき効果的な実施ができるような体制で実施しています。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現在、子ども医療の拡充に関し、調査・検討を行っています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

現在、調査・検討を行っています。

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

精神障害者手帳1・2級所持者は、通院に限り全疾病を対象としています。

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

ア)子どもの貧困率(等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の18歳未満の子どもの比率)を調査してください。

【回答】

子どもの貧困に関する実態調査を、愛知子ども調査として愛知県が行います。

イ)就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】

本市では、対象を生活保護基準額の1.5倍未満としています。また、ホームページで、年度途中でも申請できることをお知らせしています。

ウ)教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】

現在のところ、実施予定はありません。

★②小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにしてください。

【回答】

本市では、生活保護基準額の1.5倍未満を対象としており、未納が発生するような世帯に対して、就学援助費にて幅広く支援しています。

★③児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

【回答】

公立保育園の対応だけでなく、民間事業者と連携し、保育ニーズに対応していきます。市内の保育園、認定子ども園、小規模保育施設は、各園の特色を生かした保育を実施しております。

④保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和をせず、拡充してください。保育料の軽減や、保育士の処遇改善を直ちに実施してください。

【回答】

国の基準を基本としながら、本市の実情に合った保育環境や保育士の配置基準で保育を実施しております。

保育料についても、所得階層を細分化することにより、所得に応じた保育料としており、多子世帯の軽減措置等も実施しております。

保育士の処遇改善についても、給与において国家公務員の人事院勧告に基づき、支給しており、給与の増額も行っています。

- ⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【回答】

中学校に心の教室相談員を配置しています。
スクールソーシャルワーカーを配置しています。

- ⑥子育て・ひとり親世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【回答】

現在のところ、実施予定はありません。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

【回答】

市町村障害福祉計画に基づき、地域生活支援の面的整備を実施してまいります。

- ②移動支援を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。

【回答】

通所については送迎加算があり事業所で対応ができよう制度整備がされています。通学の訓練や保護者の急病等による一時的な支援は必要に応じ利用していただけます。

- ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料を無償にしてください。

【回答】

障害者総合支援法等の規定に準じ自己負担(利用料)をお願いしていきます。

- ★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア)65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【回答】

65歳到達前に、制度の案内と説明を行っています。

イ)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】

制度上介護保険サービスの利用が優先されます。なお、障害の特性による障害福祉サービスは必要に応じ利用していただけます。

- ⑤入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】

原則、医療機関等における対応と考えます。なお、通院時の院内介助について、障害の特性により医療機関での対応が難しい等、障害福祉サービスの必要が認められる場合は利用していただけます。

- ⑥相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

障害者福祉センターを中心に相談支援事業を行い、引き続き事業所へ特定相談支援事業所の開設の働きかけを行っていきます。

- ★⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

障害者総合支援法等の規定に基づき実施してまいります。

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

現在のところ実施する予定はありません。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】

現在のところ増額する予定はありません。

【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①「経済・財政再生アクション・プログラム」による、社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめてください。また社会保障改善は、消費税増税に頼らず予算を確保し実施してください。
- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

（1）福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

（2）市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上